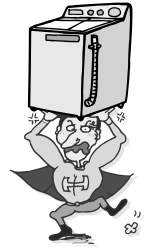


不法投棄絶対にダメ！！

ごみの不法投棄には厳しい罰則が適用されます。



■車からのポイ捨ても不法投棄です

不法投棄防止連絡協議会では年2回（春・秋）に分け、町道、農道、林道を中心に不法投棄防止巡回をおこなっています。また、北海道でも随時監視等をおこなっています。

防止巡回等で不法投棄を発見した場合は、直ちに警察に通報します。平成12年にも本町の民有地に一般廃棄物を不法に廃棄し、廃棄物処理法違反で書類送致された方がいます。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。絶対に不法投棄はしないでください。

今の時期は釣りなどで海や川に行かれる方が多いのですが、釣った魚や、釣り用具、空き缶などを河川に捨てる方がいるようです。自分で出したゴミはきちんと持ち帰りましょう。

また、車からポイ捨てされたゴミ等を道路等でよく見かけます。車のゴミも自宅に持ち帰り処理をしてください。

■野焼きにも罰則が適用されます

ごみを焼却するときは処理基準を満たした焼却設備でなければ焼却することができません。ドラム缶などの処理基準を満たしていない設備で違法な焼却が発見された場合は、即刻検挙される恐れがあります。ごみの不法投棄、野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

不法投棄、野焼きには下記のような厳しい罰則が設けられています。

不法投棄に関する罰則（法第25条）

- 一般廃棄物・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、又はこれを併科
- 産業廃棄物・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、又はこれを併科
- 違反行為等を罰する他、その法人には1億円以下の罰金（法第32条）

野焼きに関する罰則（法第26条）

- 一般廃棄物・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はこれを併科
- 産業廃棄物・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はこれを併科

不法投棄と野焼きには
重たい罰則が適用されるよ！



犬を飼っている方へ

環境生活係に寄せられるペットの苦情は、散歩中の犬の糞の不始末や、放し飼いに関する苦情がほとんどです。散歩中の犬の糞を始末することは飼い主として最低限のマナーです。絶対に持ち帰って処理してください。また、犬の放し飼いは人に恐怖感を与えるばかりでなく、大変危険です。必ず鎖で繋ぐか檻に入れて飼ってください。

犬を飼っている方は、狂犬病予防法に基づき必ず畜犬の登録をするとともに、狂犬病の予防注射を受けなければなりません。毎年6月に畜犬の登録・狂犬病の予防注射を実施していますが、畜犬の登録は随時受け付けていますので、まだ未登録の方、新たに犬を飼養される方は必ず登録をおこなってください。

最近猫に関する苦情も増えています。猫の飼い主の方も責任もってしつけをしてください。





せい か
貴田 星花ちゃん
平成 14年 8月 31日 生まれ
父～健一さん
母～祐子さん
住所～緑ヶ丘 1丁目



ゆい と
菅野 唯翔ちゃん
平成 14年 8月 22日 生まれ
父～裕崇さん
母～杏理さん
住所～北 3条 7丁目



父から

丈夫で元気な女の子になってね。

母から

泣き虫で甘えん坊だけど、元気いっぱい星花。これからもいっぱい泣いて、いっぱい笑って、大きくなるうね。

両親から

少し人見知りするけど、とっても愛想のいい唯翔。これからもその笑顔を忘れないでね。

いっぱい食べて、泣いて、笑って、遊んで、たくさん友達をつくってね。



浜頓別町郷土資料館からみる

郷土のしあど

道南を除く全地域に普及 かなわ 金輪荷馬車

北海道で荷馬車が登場するのは、明治6年（1873）、函館・森間、室蘭・札幌間の馬車道が開通してからである。こうした道路の建設とともに馬車の普及が重要視され、明治初期に札幌の官営工場で技術の習得を兼ねながら車の製作が始まった。その後、そこで技術を習得した職人たちは独立し、全道各地で車檣業を経営するようになった。

明治の末には馬車の需要は急激に増加し、荷馬車だけで明治29年には5千台、大正末期に6万7千台、昭和10年頃は7万4千台も製作された。

道南を除く全地域に普及した金輪荷馬車の特徴は、車輪の矢骨が16本で、車台の梶棒（2本）が通しになって製作されている。材料は、質がよく耐久力のあるミズナラ、イシナラが使用された。

昭和30年以降、自動車の普及で荷馬車の製作は減少し、40年代には車作りの職人は自動車整備や他の職業へ転換した。



▲郷土資料館に展示している金輪